

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

半世紀を迎える国勢調査

ことしの十月一日には、十一回目の国勢調査が実施されます。

国勢調査は、全国、都道府県、市町村の人口の大きさや構成を明らかにし、国の政治や行政はもちろんで、都道府県や市町村の行政に直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。国勢調査は、大正九年に第一回調査が実施されて以来、五年ごとに行われており、今回の調査は、第一回調査以来数えて、半世紀を迎える記念すべき調査です。また、今回の調査は、国際連合が提唱している一九七〇年世界人口センサスの一環ともなるのです。調査の結果は、雇用、産業、教育、住宅、社会福祉、環境衛生、交通防災などの対策や議員定数の決定、財政需要額の算定などに欠くことのできない資料として用いられます。

また、国勢調査の結果は、たんに行政上の資料として利用されるばかりでなく、人口問題、経済問題やその他学術研究の資料、あるいは会社などの経営上の資料としても、広く利用されており、このような一般の利用に供すること、国勢調査の大きなねらいのひとつです。

とつです。

調査方法については、調査員の指導による世帯主（または代表者）の自計申告であり、調査員は十月一日の一週間前から（九月二十四日から三十日までの間に）、担当調査区内の各世帯に「調査票

」をくばり、調査票の記入を依頼します。十月一日から五日までの五日間に調査員は再度各世帯を訪問し、調査票を回収しますので、国勢調査の趣旨を充分御理解の上調査に御協力下さるようお願いいたします。

国民年金所得比例制の実施について

国民年金制度発足以来累案となっていた所得比例制が昨年十一月いよいよ本年十月から実施される

ことになりました。この制度は高額の保険料を負担しても高額の年金を希望する被保険者からの要望により発足することになったのであります。

◎保険料について
 現行定額分は一月四五〇円ですが、所得比例制に加入しますと一月三五〇円加算になり合計一月八〇〇円納めることになり

◎加入は任意加入となっておりあくまで申出を原則としております。
 五年々金加入者及び国民年金基金加入者は所得比例制度に加入できません。

◎加入申出場所
 役場住民課社会係

◎年金額について

定 額 分

$$\begin{aligned} \text{納付期間} &= 320\text{円} \times \text{納付月数} \\ \text{免除期間} &= 320\text{円} \times \text{免除月数} \end{aligned} \quad \left. \begin{array}{l} \\ \end{array} \right\} \text{年金額}$$

なお10年以上25年までの納付期間の年金額は次のとおり

納付年数	年 金 額	月 額
10年	60,000円	5,000円
11	62,400	5,200
12	64,800	5,400
13	67,200	5,600
14	69,600	5,800
15	72,000	6,000
16	74,400	6,200
17	76,800	6,400
18	79,200	6,600
19	81,600	6,800
20	84,000	7,000
21	86,400	7,200
22	88,800	7,400
23	91,200	7,600
24	93,600	7,800
25	96,000	8,000

所得比例分

$$180\text{円} \times \text{納付月数} = \text{加算年金額}$$

〔例〕 25年納付した場合

定 額 分	320円×300円=96,000円
所得比例分	180円×300円=54,000円
会計年金額	150,000円となり月額 12,500円となります。

◎その他不明の点は住民課社会係にお尋ね下さい。

9月のこよみ

- 1日 二百十日
- ク ガン制庄月間
- 8日 白露
- 9日 菊の節句
- 11日 二百二十日
- 15日 敬老の日
- 15日 老人福祉週間始まる
- 15日 十五夜
- 20日 彼岸入り
- 20日 動物愛護週間始まる
- 20日 航空の日
- 20日 家庭の日
- 23日 秋分の日
- 25日 秋社日
- 26日 彼岸明け

町民の動き

- 7月末
- 2,384世帯
- 男 4,503人
- 女 4,972人
- 計 9,475人
- 8月異動
- 20世帯
- 男 - 3人
- 女 0人
- 計 - 3人
- 8月末
- 2,364世帯
- 男 4,500人
- 女 4,972人
- 計 9,472人

皆んなの美しい河川に！

遠賀町総合計画審議会委員

遠賀町総合計画審議会の委員が次のとおり選任されました。

選出母体	氏名	備考
町議会	中山包久	議長
〃	重広新	副議長
〃	松井清	民生文教委員長
〃	池浦順一	土木経済委員長
〃	柴田涼	総務財政委員長
農業委員会	仲野馨	会長
〃	畑生半一	副会長
教育委員会	土師晋	委員長
区長会	石松泰景	会長
婦人会	花田ハツエ	〃
青年団	師岡荒次郎	団長
郡農協	柴田貫藏	理事
商工会	木野国繁	会長
学識経験者	大場保	(区長会副会長)
〃	藤岡壽	

選挙人名簿の縦覧について

公職選挙法第十五条の規定に基づき九月一日現在の選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を左記により縦覧に供します。

記
一、縦覧期間 九月十一日から九月十五日まで
二、縦覧場所 遠賀町役場

「敬老の日」

記念行事の時期変更について

お知らせ

「敬老の日」の事業の一環として毎年九月十五日町内御老人の方々に一堂にお集りねがって敬老会を催しておりますが、皆様御承知のとおり遠賀中学校体育館が防音校舎として近代建築のすいを集め、来る十月二十日(予定)に改

「敬老の日」の事業の一環として、築完成する予定でありますので、この機会に町内長寿の皆様を御披露申し上げたいという所存から左記のとおり延期いたします。

記

一時期 十月二十五日(予定)
二会場 遠賀中学校体育館

遠賀川水系が、昭和四十一年四月、一級河川に指定されましたが、不許可物件や数多くの塵芥投棄等、不法行為が後を絶たない現状でありますので、この河川浄化、環境整備に地域住民として次の事項に御協力下さい。

一、河川内への塵芥投棄は、風致美観や衛生面より止めてください。

一、堤防法面や河原に花壇や畑として耕作し、使用しないで下さい。

(洪水の際、そこが洗掘されて堤防が崩れ大被害を受ける。)

一、堤防法面に牛馬の放牧はしないでください。(牛馬により法面の芝がいたみ、地肌が出て洪水のときそこより堤防が崩れ大被害を受ける。)

一、河川の水を無断で大量に又は継続的、定期的に取水はできません。

一、土地の無断使用や無届盛土、切取使用はやめて申請後許可があったのみ行ってください。(水防活動の円滑化と国の財産管理より)。

一、河原(高水敷)や川中の無断採草及採石はやめて申請後許可があったのみ行ってください。(河原の使用は個人営利のためでなく、公衆一般のために利用し、採石については、河床の低下、不規則な掘り方防止)

一、河川敷内(国有地)に建物(住居、倉庫等)の建造は不法です。許可のないものは直ちに取除いてください。

猟銃、空気銃の許可更新

猟銃、空気銃の所持者は五年ごとに許可の更新を受けないと、許可の効力が失われます。

(1)昭和三十九年に所持許可を受けた人は今年の十月三十一日まで更新を受けないと許可が失効し、その後は不法所持として処罰されます。

ア 所持許可の更新を受けようとする人は、十月一日から十月十七日までの間に銃とともに、つぎの書類を住居地を管轄する警察署

に提出すること。

- 〇申請書
- 〇同居の親族届
- 〇医師の診断書
- 〇銃砲所持許可書

イ 許可更新をしない人
引続き銃を所持する意志のない人(更新しない人)は警察に連絡すること。

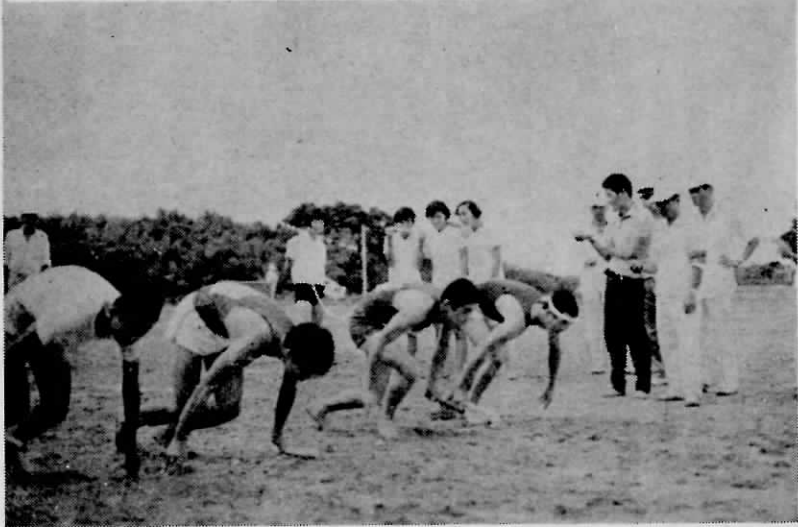
この場合銃を譲り渡すか、廃棄など、処分して許可証は返納すること。

郡民体育大会をかえりみて

去る八月二十三日に遠賀郡民体育大会が岡垣町で開催されましたが、本町は選手がおられなくて欠場する種目が相当あったため、芦屋、岡垣、水巻から大差をつけられ四位になったが、それでも参加した種目は優秀な成績をあげられました。

来年の郡民大会は遠賀町で開催されます。来年こそは各種目に参加したいと思っています。

なお、柔道、剣道、弓道、相撲は特に選手不足です。これらの競技をしている方、または選手を推せんされる方は教育委員会事務局へお知らせ下さい。



県大会出場者

特に陸上競技で三人、剣道で一人が九月二十日の県民大会に遠賀郡の代表として参加されます。

一般女子バレーは婦人会で出場されましたが、炎熱の中での練習のかいあって、優勝戦で芦屋町から敗れたもの目ざましい活躍がありました。

矢野 靖(場)	一〇〇
走巾	
秦和 徳(別)	走巾
添田由馬(浅)	砲丸
三種	
吉木大六(広)	剣道

町内公民館對抗ソフトボール大会

期日 十月十日

十月十日は体育の日であります。も参加されるようお願いいたします。選手資格など詳しいことは各公民館の体育委員の方と協議の上お知らせしますので御協力下さい。

婚姻届の即日励行を

いたしましよ

◎結婚の式だけでは正式の夫婦とは言えません。

いかに盛大な華燭の典を挙げ、事実上においては自他ともに認める婚姻関係にあつても、届出をしなければ、法律上夫婦として認められません。いわゆる内縁関係です。夫婦生活を営みながら法律上の夫婦ではありません。このような不自然な状態がごくあたりまえのように行なわれております。

◎内縁は、いろいろな点で不利となり、法律上の保護を受けられません。

①氏(姓名の姓)が違ひます。

②その間に生まれた子は、非嫡の子(戸籍上交親のない子)ということで、認知手続(父親が自分の子であるということを出ることを)を経なければ父との間に親子関係も生じません。

③内縁の夫(妻)が他の女(男)性と一緒になって正式に結婚すると言つことも、法律制度上防げません。

④相続権がありません。

◎婚姻届は、結婚式の日に行なひます。

結婚式に新郎新婦の婚姻届書に署名、押印という形式を入れ、その日に届出をし、名実ともに夫婦として新しい出発を飾りましょ。

届書は、日曜日や祝日でも市町村は受付ます。

◎結婚記念日が名実ともに同じ日であるようにいたしましよ。

一般には、華式の日と届出の日が異なるため華式の日を結婚記念日としておりますが、この日は法律上夫婦となられた日ではありません。

結婚式の日には届出をして、名実ともに意義ある結婚記念日といたしましよ。

◎手続きは、だれでも簡単にできます。

①届書用紙は、市町村役場に備えてあります。

②郵送でもよいし、また他人に託すこともできます。

③二人の証人が必要です。

④本籍が遠賀町以外の人は戸籍抄本が必要です。

◎その他くわしいことは、あらかじめ役場の戸籍係へお尋ねください。

定期予防接種の実施について

秋季予防接種を実施しますので該当者は洩れなく接種して下さい

時 間 十四時～十五時

記

- 一、実施種目 百シ三種混合
- 一、実施月日及び場所
 - (一回目) 九月二十五日 町公民館
 - (二回目) 十月十六日
 - (三回目) 十一月九日
- 一、実施時間 十四時～十五時まで

該当者 生後三ヶ月～一才未満
追加者 昨年の秋三回実施終了の者

種痘 一、実施月日 十一月二十七日

※現在医療をうけているもの、けいれん(ひきつけ)の既往症のある人、熱のある人その他異常と思われる人は必ず受付に申出下さい。母子手帳は必ず持参して下さい。

道路交通法令講習会

本年八月二十日道路交通法一部改正に伴い左記により改正法令の講習会を開催いたしますのでお知らせします。

- 記
一、日時及場所
1 九月二十八日午後七時から

- 九時まで浅木小学校講堂
2 十月九日午後七時から九時まで島門小学校講堂
前記期日に講習を受けられない方は十月十五日折尾警察署で講習を行います。
折尾署

乳児健康診断実施について

乳児の健康診断を左記のとおり実施しますので該当者は全員受診して下さい。

- 記
一、日時 九月二十一日

- 十四時～十五時
公民館別館
一、該当児 満一才未満の乳児

成人病検診実施について

成人病予防のためつぎの通り検診を行いますので該当者は洩れなく受検して下さい。

- 記
一、日時
◎九月十一日

- ◎九月二十四日
十三時～十四時 別府公民館
十五時～十六時 上別府公民館
二、該当者 四十才以上の人
三、料金 無料
四、検査内容 血圧測定
検尿(糖尿、蛋白ウロビリノゲン)
以上は九月実施の分、十月実施の分は十月の町報にてお知らせします。
◎九月十七日
十三時～十四時 鬼津公民館
十五時～十六時 尾崎公民館

BHC等による牛乳汚染防止 対策の強化について

BHC等による牛乳汚染防止を図るため、いろいろ対策を推進致しておりますが、稲の出穂期、さらには収穫期、乳牛用稲わらの流通期を迎えるにあたり、特に次の事項について充分配慮のうえ遺憾のないよう重ねてお願いいたします。

- 1 今後BHC、DDT剤は一切稲作の病害虫防除に使用しないよう留意徹底のこと。
2 本年度稲作におけるBHC、DDT等を使用しない稲わらが乳牛用として流通するよう各農家相互間で協力する。

「密造酒の防止」

ぶどう酒を家庭でつくってはいけません。くすぶどー等ぶどう酒をつくることは、酒の密造となります。

皆さんの家庭で自家用としてつくってもよいお酒があります。

それは梅、みかん(温州みかん、紀州みかん、夏みかん、レモンに限りです)すもも、かりん、いちじく、にんにく、くこ、しそ、くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみ(これ以外の果物はいけません)の十三品目の果物にしようちゅう等(アルコール分が二十度以上の正規の酒類を同時に必ず使用しなければなりません)と砂糖をまぜてつくるお酒です。

このようにしてつくるお酒も果物、砂糖をまぜ発酵させてアルコール分ができたあとで、しょうちゅう等をまぜることは酒税法で禁止されておりますから違反にならないように注意して下さい。

若松税務署

お願い

し尿浄化そりを設置される方へ

- 一般住居用し尿浄化そりを設置される方は、その工事を着手する前に左記書類を添付し保健所へ提出し許可を受けて下さい。
- 記
一、建築物の種類及び場所
二、一日平均処理対象人員
三、形式、構造及び設備
四、洗じょう水の使用計画
五、消毒の方法
六、放流場所
七、使用開始予定年月日
尚、記載様式、その他詳細については遠賀保健所(TEL(69)四一六一)にお問い合わせ下さい。

墓地改葬公告

未記墓地は昭和四十五年度福岡県起業西川筋河川工事のため改葬いたしますのでこの縁故関係者は昭和四十五年十月二十日までに申出下さい。

遠賀町大字木守二七八番地 改葬責任者 溝辺好一

北九州市土木事務所々々長 金子進
墓地所在地 遠賀郡遠賀町大字木守二八九番地
改葬先土地同所同番地内

求

人

- 一、求人先
岡垣町戸切三四四 (電話 〇九三三八) (2)〇五五五一六〇
芦屋更正企業組合
職種及人員
雑役夫男女若干名
一、待遇
- 男子 一、二〇〇円
女子 九〇〇円
各種保険制度あり
勤務時間
午前八時より午後五時まで
一、申込先
求人先